

事 務 連 絡
平成28年5月20日

各法人代表者 様
各市町障がい福祉主管課長 様
各福祉事務所長 様
各保健所長 様

三重県健康福祉部障がい福祉課長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
く日中活動サービスと共同生活住居の同一敷地内等設置に係る取り扱い
について（通知）

平素は、県障害福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、「日中活動サービスを行う指定事業所内敷地における共同生活住居の設置等の取扱い」については、平成25年10月7日付三重県健康福祉部障がい福祉課長事務連絡により、「同一敷地内」の考え方を整理し、お示ししているところです。

しかし、現行の取り扱いでは地域移行の推進が大きな目標となっても、地域で暮らすためのニーズに応えられない等のご要望をいただき、三重県自立支援協議会地域移行課題検討部会、各関係団体との意見交換及び法人への設置調査においてご意見もいただきながら、今回、平成25年10月7日付事務連絡を継承し、発展させた基準及び要件「三重県の障がい者グループホームの設置及び運営に関する基本方針」を別紙のとおり決めました。

については、平成28年10月1日以降、事業所指定にあたっての行政指導の取り扱いとして運用することとしましたので、設置にあたってご留意いただきますよう、よろしくお願ひします。

事務担当 障がい福祉課サービス支援班
TEL 059-224-2266
FAX 059-228-2085